

# 統一地方選挙

## 県議会議員選挙

告示日 3月31日 投票日 4月9日

## 村長・村議会議員選挙

告示日 4月18日 投票日 4月23日

今年統一地方選挙の年です。選挙は、わたしたちの願いを政治に反映させる最大の機会です。棄権せずに進んで投票しましょう。

### 県議会議員選挙 投票できる人

次の年齢及び住居要件を満たす人は、名簿に登録され投票することが出来ます。

- ①年齢要件 日本国民で満20歳以上の人
- ②住居要件 平成6年12月30日以前に横越村に住居登録された人

※平成6年12月31日以降に横越村へ転入した人で、転入前に県内のほかの市町村の選挙人名簿に登録されている人は、その市町村で投票できます。

ただし、役場住民課で発行する「横越村に住所を移し、引き続き住所を有する者である」とこの証明書が必要です。

### 村長・村議選 24日に立候補予定者説明会

平成七年四月二十三日執行の村長選挙及び村議会選挙立候補予定者に対する立候補の手続き、届出等の事前説明会を開催します。立候補を予定されている方または、その関係者はご出席ください。

日告示の手続きが主なもので、事務の効率を図るためのものであります。なお、この説明会に欠席して告示日に届出されても問題はありません。

- ▼日時 3月24日(金) 午後1時30分
- ▼会場 横越村役場二階会議室

## 阪神淡路大震災に義援金

一月十七日に発生した阪神淡路大震災は、五千四百人を超える犠牲者と数多くのケガ人が出ました。日赤では災害義援金を募っていますが、村内の方からも数多くの善意が寄せられました。役場を窓口にして寄せられた義援金は以下のとおりです。

業員一同・四七、二九〇円／横越村建設業協会・五十万円／横越中学校生徒会・一四六、五八三円／横越小学校風の子児童会・二六四、五三二円／横越村役場職員一同・二十六万七千円／横越村議会・十万円／横越村役場・三十万円／田辺貞治、タケノ・三千円／市川ノリ・二千元／中村正弘・五、〇〇九円／三浦歯科医院・二万円

このほか匿名の方を含め二月二十日現在二百二十五万四千五百円の義援金が寄せられています。

### 木津みずほ生産組合が被災地へ救援物資を贈る

震災発生の三日後の一月二十日、木津みずほ生産組合では、食糧の不足が現地地叫ばれていたため、保存の効く横越特産の「こがねもち」九パック入れ五十箱(四百五十箱)を横越郵便局を通じて贈りました。



### 郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度	投票できる人
身体障害者手帳をお持ちの人 お持ちの人 戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	1級もしくは2級 1級から3級

・県知事が証明した人  
・障害の程度が上記に該当する人

郵便による不在者投票の方法

選挙人 → ①投票用紙、封筒の請求 (氏名自書) → 選挙管理委員会委員長

選挙管理委員会委員長 → ②投票用紙封筒を郵送 (郵便投票証明書を添付) → 選挙人

選挙人 → ③自宅などで投票して郵便で送る (自分の氏名自書) → 選挙管理委員会委員長

(必ず郵送すること)

### 一般の不在者投票

投票日当日、仕事や用務で投票所へ行くことができない人は、不在者投票をすることが出来ます。

- ▼期間 3月31日(金)から 4月8日(土)まで
- ▼時間 午前8時30分から 午後5時まで
- ▼場所 横越村役場 (二階 図書室)
- ▼持参品 印鑑、入場券(入場券が届いている場合)
- ▼指定病院などの不在者投票 おおむね五十床以上の指定病院に入院している人は、病院で投票することができます。病院長に申し出てください。

### 身体障害者の郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人は、自宅で投票する「郵便による不在者投票制度」があります。この制度により、投票する人は、あらかじめ選挙管理委員会に「郵便投票証明書」の請求をしてください。その証明書(4年間有効)を添え投票用紙を請求すると、自宅に投票用紙が郵送されます。県議選の「郵便による不在者投票」投票用紙の請求期限は4月5日です。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。 ☎38512111



### 住民税の申告と納税相談

- ▼時間 午前9時～11時 午後1時～4時
- ▼会場 役場多目的ホール
- ▼期日及び対象地区
  - ・3月1日(水) 横越上・横越中
  - ・3月2日(木) 横越下・川根谷内
  - ・3月3日(金) 沢海
  - ・3月6日(月) 木津・二本木
  - ・3月7日(火) 小杉・藤山・駒込
- ▼期間 3月15日まで (土曜・日曜を除く)
- ▼会場 新潟市八千代 万代シティ第三駐車場内 八千代特設会場
- ▼対象者 サラリーマン(給与所得者)の方で、
  - ①医療費控除や住宅取得等特別控除を受ける方
  - ②給与の年収が1500万円を超える方
  - ③給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

住民税の申告と納税相談

納税は期限内に早めの申告をお勧めします。平成6年分の所得税の確定申告は、三月十五日(水)までとなっています。申告期限終了間近になりますと大変混雑し、落ちついて相談できなかったり、長時間お待ちいただくようなことにもなりかねませんので、できるだけ早く申告してください。なお、譲渡・営業所得については新潟税務署で申告してください。

納税は振替納税が便利です。振替納税は忙しかったり、うっかり納税期限を忘れてしまうことも無く大変便利です。ご利用ください。

また、振替納税制度をすでにご利用されている方は、指定された預金口座の残高を確認しておいてください。

還付金の受取は口座振込で

還付申告をされる方は、還付金の受取に本人の銀行口座への振込による受取が大変便利です。ですので是非ご利用ください。手続きは、申告の際、振込指定金融機関名及び口座番号を申告書に記載するだけで結構です。

### 住民票における世帯主との続柄の記載例

区分	改正前	改正後
嫡出子、特別養子	長男、二女等	子
養子	養子	子
嫡出でない子(世帯主である父に認知されている場合)	子	子
妻の連れ子(世帯主が夫である場合)	妻の長男、二女等	妻の子

（ただし、事業所得のある方や譲渡所得のある方は税務署会場をご利用ください。）

▼問い合わせ 新潟税務署 ☎22912151

所得税の確定申告書は郵送でも受け付けています。宛て先は新潟税務署へ

住民票の世帯主との続柄の記載方法が変わります。三月一日から住民票における子どもと世帯主との続柄の記載が変わります。これは、最近プライバシーの保護が叫ばれていることに対応して住民基本台帳事務処理要領の一部改正されたことによるものです。

転入・転出手続きは毎年三月、四月は入学、就職などで転入・転出の多い月です。転入・転出の届出は大切な手続きですので早めに行ってください。

なお、いずれの場合も印鑑を忘れずに持参してください。

▼転入届 村に引っ越してきてから、十四日以内に世帯主または本人が届出を。前の住所地の市町村で発行した転出証明書、年金手帳(加入者のみ)を持参のこと。

▼転出届 村外に住所を移すときには届出を。年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)を持参のこと。

▼転居届 村内に住所を移した時は、十四日以内に届出を。転出届と同様の書類を持参のこと。

▼世帯主変更届 死亡、転出、転居などで世帯主変更が生じた時は、十四日以内に届出を。

●の保険証手続 ●の保険証とは修学のため家族と離れて、他市町村に転出して生活をするときは、●のしるしのついた保険証を発行しますので合格通知書、国民健康保険証を持参のこと。

▼問い合わせ 役場住民課